#### 第11号様式(第4条関係)

届出事項等の異動届

令和 ●● 年 9 月 3 日

総 務 大 臣

様

三重県選挙管理委員会

政治団体の名称 三重太郎後援会

事務所の所在地 津市広明町〇〇番地

代表者の氏名 三 重 四郎 (印)※

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容
 ので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

に異動があった

記

1 異動事項

代表者の異動

2 内 容

〒511-0068

★人の異動があった場合: 氏名、ふりがな、〒、住所、 電話番号、生年月日

☆事務所の異動があった場合: 〒、住所、電話番号

☆規約の異動があった場合: 「別添のとおり」

- (2) 旧 三 重 一 郎
- 3 異動年月日 **令和 ●●年 7月 1日**

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 3 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定 による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、 当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- ※ 代表者本人が署名する場合、代表者本人が届出をし本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が届出をし当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要であること。

## 国会議員関係政治団体①

既に設立届を提出している団体が国会議員関係政治団体(1号団体かつ2号団体)に該当することとなったとき 第11号様式(第4条関係)

届出事項等の異動届

令和 ●● 年 7 月 3 日

(印) ※

総務大臣

様

三重県選挙管理委員会

政治団体の名称 **鈴鹿太郎懇話会** 事務所の所在地 **鈴鹿市西条△丁目〇〇** 

代表者の氏名 鈴鹿 太郎

記

- 1 異動事項 国会議員関係政治団体の区分
- 2 内 容
- (1) 新 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7 第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(現職)

公職の候補者の氏名 鈴鹿 太郎

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 (現職)

- (2) 旧 国会議員関係政治団体以外の政治団体
- 3 異動年月日 令和 ●●年 7月 1日

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 3 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定 による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、 当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- ※ 代表者本人が署名する場合、代表者本人が届出をし本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が届出をし当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要であること。

## 国会議員関係政治団体②

既に設立届を提出している団体が国会議員関係政治団体(1号団体)に該当することとなったとき 第11号様式(第4条関係)

届出事項等の異動届

令和 ●● 年 7 月 3 日

総 務 大 臣

様

三重県選挙管理委員会

政治団体の名称 OO党三重県第O選挙区支部 事務所の所在地 鈴鹿市神戸△丁目□-□ 代表者の氏名 鈴鹿 太郎 (印)※

記

- 1 異動事項 国会議員関係政治団体の区分
- 2 内 容
- (1) 新 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(現職)
- (2) 旧 国会議員関係政治団体以外の政治団体
- 3 異動年月日 令和 ●●年 7月 1日

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 3 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定 による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、 当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- ※ 代表者本人が署名する場合、代表者本人が届出をし本人確認書類の提示若しくは提出を行 う場合又はその代理人が届出をし当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若 しくは提出を行う場合には押印は不要であること。

## 国会議員関係政治団体③

既に設立届を提出している団体が国会議員関係政治団体(2号団体)に該当することとなったとき 第11号様式(第4条関係)

届出事項等の異動届

令和 ●● 年 7 月 3 日

総 務 大 臣

様

三重県選挙管理委員会

政治団体の名称 **鈴鹿太郎後援会** 事務所の所在地 **鈴鹿市西条○丁目□□** 代表者の氏名 **三重 五郎** (印)※

記

- 1 異動事項 国会議員関係政治団体の区分
- 2 内 容
- (1) 新 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 鈴鹿 太郎 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(現職)
- (2) 旧 国会議員関係政治団体以外の政治団体
- 3 異動年月日 令和 ●●年 7月 1日

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 3 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定 による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、 当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- ※ 代表者本人が署名する場合、代表者本人が届出をし本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が届出をし当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要であること。

#### 国会議員関係政治団体4

## 国会議員関係政治団体(1号団体)に該当しなくなったとき

第11号様式(第4条関係)

届出事項等の異動届

令和 ●● 年 7 月 3 日

総 務 大 臣

様

三重県選挙管理委員会

政治団体の名称OO党三重県第〇選挙区支部事務所の所在地OO市OO1丁目ローロ代表者の氏名OO OO (印)※

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容
 ので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動事項 国会議員関係政治団体の区分
- 2 内 容
- (1) 新 国会議員関係政治団体以外の政治団体
- (2) 旧 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(候補者等)
- 3 異動年月日 令和 ●●年 7月 1日

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 3 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定 による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、 当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- ※ 代表者本人が署名する場合、代表者本人が届出をし本人確認書類の提示若しくは提出を行 う場合又はその代理人が届出をし当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若 しくは提出を行う場合には押印は不要であること。

## 国会議員関係政治団体⑤

国会議員関係政治団体(2号団体)に該当しなくなったとき

第11号様式(第4条関係)

届出事項等の異動届

令和 ●● 年 7 月 3 日

総 務 大 臣

様

三重県選挙管理委員会

政治団体の名称 **鈴鹿太郎後援会** 事務所の所在地 **鈴鹿市西条〇丁目□□** 

代表者の氏名 三重 五郎

(印) ※

記

- 1 異動事項 国会議員関係政治団体の区分
- 2 内 容
- (1) 新 国会議員関係政治団体以外の政治団体
- (2) 旧 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 鈴鹿 太郎 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(候補者等)
- 3 異動年月日 令和 ●●年 7月 1日

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 3 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定 による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、 当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- ※ 代表者本人が署名する場合、代表者本人が届出をし本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合又はその代理人が届出をし当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示若しくは提出を行う場合には押印は不要であること。

## 第28号様式(第15条関係)

# 国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の通知

令和 ●● 年 7 月 1 日

## 鈴鹿太郎後援会

三 重 五 郎 殿

 氏
 名
 **鈴鹿太郎** 印

 住
 所
 **鈴鹿市白子〇丁目□□**

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたことにより、貴団体は令和 ●●年 7月 1日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなつた年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る 公職の候補者でなくなつた日を記載すること。